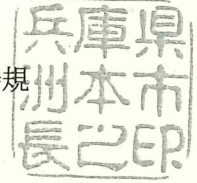


令和6年5月30日

洲本市下水道事業審議会会長 様

洲本市長 上崎 勝規



適正な下水道使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の在り方について（諮問）

洲本市下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の件について貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

- 洲本市下水道条例第29条第2項に定める下水道使用料の在り方
- 洲本市コミュニティ・プラント設置等に関する条例第16条第2項に定めるコミュニティ・プラント施設使用料の在り方

2. 諮問の趣旨

現行の下水道使用料（コミュニティ・プラント施設使用料含む）は、平成18年の洲本市・五色町の市町合併時に定められたものであり、約18年が経過しています。

その間、効率的な事業運営を実施するため、施設の統廃合・包括的民間委託の導入・地方公営企業法の一部適用等に取り組んできたところです。

しかしながら、今後の事業運営にあたっては、節水機器等の普及や人口減少に伴う使用料収益の逡減に加え、労務単価や燃料費の高騰等に伴う維持管理経費の逡増が見込まれます。これらの要因により、収支の改善は非常に困難であり、かつ過去に借入をした下水道事業債の元金償還のための財源不足により、一般会計からの基準外繰入金が多額となることが懸念されます。

このような現状を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、適正な下水道使用料の在り方について諮問するものです。

以上